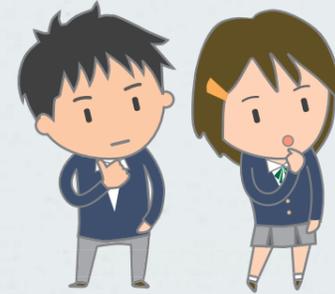


成年後見制度ってなんだろう？



成年後見は、誰のための制度なのかな？

家庭科の教科書に「成年後見制度」という言葉が出てきます。高齢者や障がい者の介護や福祉に関する制度のようだけど、どんな制度だろうか。私たちのくらしや家族にとって、どんな意味があるのか、一緒に考えてみましょう。

お父さんの定期預金を受け取りに銀行と一緒にいったら、「お父さんは認知症のようですので、手続はできません。」と、銀行の人に言われたんだけど…

弟は、障がいのある人のための施設で、介助を受けながら暮らるといいのだけれど自分で契約や費用の支払いができるかしら？



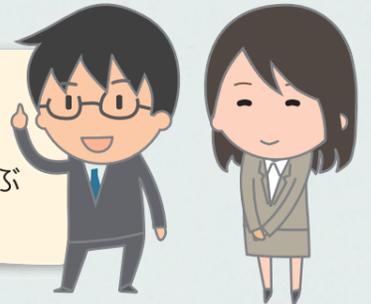
コンサートに行きたい！

チケットを買って、タクシーを手配して介助員の人数は？いろいろと決めないといけないけれど自分で決めることができるかな？

こんなにたくさん新聞を購読しているのかな？



そんなみなさんのために、その人の、自分で決めることができる程度に合わせて、家庭裁判所が「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選ぶ成年後見制度があります。



大切なこと 成年後見制度は新しい制度

他者への配慮、より良い社会に



成年後見制度は、2000年に始まった。それ以前の法制度は、「判断力不十分な人が『家』の財産を減らさないように」という考え方に基いていて、「その人が自分らしく生きられるように」という考え方に基いた制度ではなかったんだ。

同じ人間なのに、判断力が不十分だってだけでその人らしさを無視するなんておかしいよ。



もともと「すべて国民は、個人として尊重される（日本国憲法13条）」べきなのに、以前の考え方はそうではないことが問題だと言われていたんですよ。

それで、成年後見制度を始めるために、今までの法律を改正したり、新しい法律を作ったりしたんだよ。

法律って、変えることもできるんだ。



でも、やっとできた成年後見制度にも、不十分なところがあった。たとえば、2013年に法律が改正される以前は、成年後見人が選ばれると、成年後見を開始することになった高齢者や障がいのある方の選挙権や被選挙権が無くなるって問題があったんです。でも、「それはおかしい。」って、裁判を起こした人がいたんですよ。

判断力が不十分な人が選挙できるの？それに、選挙に必要な能力って、どうやって判断するの？周りには「よくわからないな。」と言いながら投票している人も、選挙に行かない人もいますよ。



選挙権ってというのは、選挙で議員や代表者を選ぶことを通じて「こんな制度がほしい。」「こんな国にしたい。」って、自分の意見を言える権利だよ。

そうか。自分の意見が無視されたら、いやだよ。自分らしさを大切にしよう。」と成年後見制度を利用したのに、利用したとたんに自分の意見を言える選挙権が無くなるなんて、絶対に問題だよ。



社会には、いろいろな境遇の人がいて、いろいろな意見の人がいる。みんなが社会に参加できるってことが、とても大切なんですよ。それは、成年後見制度を利用している人も同じですよ。



だから、選挙権や被選挙権が無くならないように法律を改正したんだね。おかしいことは「おかしい。」って、声をあげることが大切なんだね。

- 【ウェブサイトの紹介】成年後見制度について、詳しく調べてみたい人に（2015年2月17日現在の情報）
- 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート <http://www.legal-support.or.jp/>
 - 法務省「自分のためにーみんなの安心 成年後見制度」 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>
 - 裁判所「成年後見制度に関する審判」 http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_02_2/

事例 1

家族が認知症かも？



銀行で「認知症のようですね。」と言われたAさん。病院でも、「認知症ですね。」と診断されました。

認知症のAさん



Aさんの息子さん

お医者さんに、「お父さんは認知症ですね。」と言われました。父は、銀行での手続きも一人でできません。どうすればいいのでしょうか？

認知症のお父さんが、どの程度自分で決めることができるか、どの程度決めることが難しくなっているかについて、お医者さんに診断書を書いてもらってください。



司法書士



自分で決めることができる程度が違うと、何が違うんですか？

その人の自分で決めることができる程度にあわせて、家庭裁判所が「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選ぶ 成年後見制度 があります。自分でできることが少なく「成年後見人が必要だ。」というお医者さんの診断であれば、家庭裁判所に「成年後見人を選んでほしい。」と申立をすることができます。



■自分で決めることができることがもっとたくさんある、という診断であれば、ご本人とも相談して、その程度にあわせて「保佐人」または「補助人」を選んでほしいと申立をすることができます。

事例 2

施設に払うお金が無い!?



知的障がいのあるBさん

Bさんと知り合いになった高校生。Bさんの成年後見人である人に、どんな仕事をするのか、インタビューをしました。



高校生

Bさんは、以前、「施設で生活したい。だけど施設に払う費用が無い。」って言っていました。その後、どうなったのですか？

Bさんの財産や収入を調べたり、障がいの状態を説明したりして年金を受け取ることができるように手続きをしたから、費用を準備することができたんだ。



成年後見人

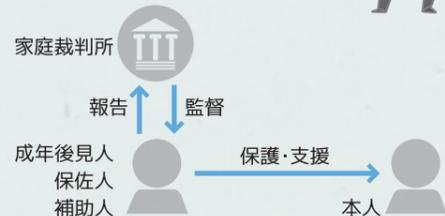


Bさんのお姉さん

成年後見人さんは、その年金で費用が払える施設をいくつか見つけてくれました。弟は、「家の近くがいい。」と希望したので、弟の代わりに契約をしてくれたんですよ。

成年後見人の仕事は、それで終わるのですか？

これからBさんが判断力を回復して自分で決めることができるようになるか、亡くなるまでずっと、成年後見人の仕事は続くんだよ。成年後見人は、Bさんの希望をきいて一番いい方法を考えながら、必要な時には家庭裁判所と相談しながら、Bさんに代わって、施設や病院などいろいろな相手と話し合いをしたり、契約や手続きをしたりして、Bさんの暮らしのお手伝いをしていくんだよ。



事例 3

私だってコンサートに行きたい!



知的障がいのあるCさん

Cさんと知り合いになった高校生。Cさんの成年後見人である人や施設長さんに、インタビューをしました。



高校生

私、コンサートに行きたいの。

Cさんからそういう希望を言われたとき、成年後見人さんはどんなことをするんですか？

Cさんが安全にコンサートに行くために必要なことや、それにかかる費用をCさんのお金で払えるかを考えるんです。チケットを買うだけではなく、たとえば、付き添って介助をしてくれる人も必要だし、電車に乗るのは危険だからタクシーで行く必要があるんですよ。Cさんの財産の状況と、収入やふだんの支出の状況を考えながら、Cさんに代わって施設と契約して、付き添いを頼んだり、タクシー会社と契約したりするんですよ。



成年後見人



施設長さん

施設では、一方的にいろいろなことを決めることができないんです。成年後見人さんがいてくれるから、安心してCさんのお世話ができるんですよ。

事例 4

新聞の契約を解約する？ 解約しない？



認知症のDさん

ホームヘルパーを利用しているDさんの成年後見人に、Dさんのホームヘルパーさんがこんな質問をしました。



ヘルパーさん

Dさんは、新聞をずっと2つ配達してもらっているんだけど、古新聞を捨てるのがたいへんだし、Dさんは全く読んでいないみたいだから解約してくれませんか？

Dさんは、若いころからずっと、2つの新聞を取り続けていますよね。急に新聞を解約して生活スタイルを変えると、Dさんの気持ちに悪影響があるかもしれないから、2つの新聞は取り続けましょう。ただ、古新聞を捨てる負担が少しでも減るように、新聞屋さんに連絡して、広告だけは抜いて配達してもらおうようにしましょう。



成年後見人

数か月後、Dさんは、また、新聞を取る契約をしてしまったようです……。



最近、新聞が3つ配達されるようになってきているけれど、そのこと、成年後見人さんは知っていますか？ やっぱり、前と同じで解約はしないんですか？

え!? 3つ目の新聞を取る契約のことは、知りませんでした。3つ目の新聞の契約は、さすがにDさんが自分で考えて決めたことだとは思えないので、Dさんと話をしてみて、新しい新聞を取る契約をしたことがわからないとか、覚えていないようであれば、解約するようにしましょう。

